

児童扶養手当の現況届の提出の見直し（概要） —行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん—

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長：秋山 収 元内閣法制局長官）に諮り、同会議において示された意見を踏まえて、平成 29 年 2 月 10 日、厚生労働省にあっせんしました。

（行政相談の要旨）

児童扶養手当の受給権者は、所得が限度額以上であるため手当の全部が支給停止となっている者（全部支給停止者）も、毎年 8 月に現況届を提出しなければならないが、居住地では必ず本人が窓口を持参して面談を受けなければならない、郵送提出は不可とされている。全部支給停止者の面談は、5 分程度で終わることが多いが、平日に 5 分程度の面談のために仕事を休まなければならないのは負担となっているので、全部支給停止者については、現況届を郵送でも提出できるようにしてほしい。

（注）本相談は、北海道管区行政評価局の行政相談委員が受け付けた相談である。

（制度の概要及び調査結果）

- 児童扶養手当の支給を受ける者は、毎年 8 月に手当の支給機関（都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長）に現況届を提出しなければならない。支給機関は、厚生労働省の通知等において、現況届提出時に面談を行うよう要請されている。
- 任意に抽出した 10 の中核市の取扱いを調査したところ、
 - ① 1 市が全部支給停止者の現況届の郵送提出を認めていた。一方、郵送不可とする 9 市の中には、郵送で提出された現況届を返送している市があった。
 - ② 2 年連続で現況届を提出しない全部支給停止者について、時効により受給資格が喪失するとしている市と全部支給停止者は時効の対象とならないとしている市があり、取扱いが区々となっていた。

（行政苦情救済推進会議の意見）

児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号。以下「法」という。）の目的であるひとり親家庭の自立の促進の観点から、次のような意見が示された。

- ① 年 1 回の現況届の提出時に原則として面談を要するという取扱いは、提出のために仕事を休むことの負担が考慮されておらず、ひとり親家庭の自立を支援するという法の目的に沿わない取扱いである。
- ② 現況届提出時の面談は、法令上で義務付けられたものではないため、郵送で提出された現況届を返送する取扱いは是正されるべきである。
- ③ 現況届を 2 年間提出しない場合の時効の取扱いについては、厚生労働省において、法第 22 条の時効の規定の解釈と現況届の提出との関係が明確にされていない等の問題がある。

（あっせん要旨）

厚生労働省は、児童扶養手当の現況届の提出の手続に関し、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 現況届提出時の面談を要請する通知について、面談の実施が受給権者の過度な負担とならないよう配慮すべきこと、特に全部支給停止者は不正受給の問題は生ずることがなく、ひとり親家庭への支援に関する相談が不要な場合もあることを踏まえて、見直すこと
- ② 郵送で提出された現況届を返送する取扱いは認められない旨を周知すること
- ③ 法第 22 条の解釈等を改めて整理して、これを支給機関に示すことにより、2 年連続で現況届が提出されない場合の時効の取扱いの統一を図ること

（あっせんの効果）

このあっせんに基づく措置が講じられた場合、全部支給停止者であっても児童扶養手当の現況届提出時に原則として面談を要するという取扱いが見直され、現況届の郵送での提出が可能となり、面談の負担が軽減されることが期待される。

児童扶養手当制度の概要

1 児童扶養手当の支給要件、支給額等

(1) 支給要件等

児童扶養手当は、離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項各号に該当する児童（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童。障害児の場合は 20 歳未満）を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者に対して支給される手当である。

法第 4 条第 1 項各号に定める要件は、次のアからクまでのとおりであるが、受給者や児童が日本国内に住所を有しないとき、児童が児童福祉施設等に入所又は里親に委託されているとき、父又は母の配偶者（事実婚関係を含む。）に養育されているとき（父又は母が重度の障害の状態にある場合を除く。）は、支給されない（法第 4 条第 2 項及び第 3 項）。

- ア 父母が婚姻（事実婚を含む）を解消した児童
- イ 父（母）が死亡した児童
- ウ 父（母）が児童扶養手当法施行令（昭和 36 年政令第 405 号）に定める程度の障害の状態（年金の障害等級 1 級程度）にある児童
- エ 父（母）の生死が明らかでない児童
- オ 父（母）から引き続き 1 年以上遺棄されている児童
- カ 父（母）が裁判所からの DV 保護命令を受けた児童
- キ 父（母）が法令により引き続き 1 年以上拘禁されている児童
- ク 母が婚姻によらないで懐胎した児童

児童扶養手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、手当の支給機関（都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長）の認定を受けなければならない（法第 6 条第 1 項）。

なお、児童扶養手当に関する事務は、第一号法定受託事務とされている（法第 33 条の 3）。

また、平成 28 年 4 月末の受給者数は、103 万 7,791 人（概数）である。

(2) 支給額

法第 9 条から第 11 条まで等の規定により、受給資格者及び受給資格者と生計を同じくする扶養義務者等の前年の所得が限度額（次頁の表）以上である場合は、手当の全部又は一部を支給しないとされており（以下、手当の全部を支給しないとされた者

を「全部支給停止者」という。)、支給額は、受給資格者が監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得等によって決まる。

なお、手当の支給を受ける権利は、2年を経過したときは、時効によって消滅する(法第22条)。

表 所得制限限度額

税法上の 扶養親族等の数	全部支給の 所得制限限度額	一部支給の 所得制限限度額
0人	19万円	192万円
1人	57万円	230万円
2人	95万円	268万円
3人	133万円	306万円
4人	171万円	344万円
5人	209万円	382万円

〈支給額〉

子ども1人の場合

全部支給：42,330円、一部支給：42,320円～9,990円

子ども2人目の加算額

全部支給：10,000円、一部支給：9,990円～5,000円

子ども3人目以降の加算額(1人当たり)

全部支給：6,000円、一部支給：5,990円～3,000円

2 現況届の提出について

(1) 関係規定

法第28条第1項において、「手当の支給を受けている者は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事等に対し、厚生労働省令で定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。」とされている。児童扶養手当法施行規則(昭和36年厚生省令第51号。以下「規則」という。)第4条は、児童扶養手当の受給者に対して、毎年8月1日から31日までの間に手当の支給機関に現況届を提出することを義務付けているが、当該規定は、規則第12条の3の規定により、全部支給停止者について準用されている。

なお、「児童扶養手当法施行規則の一部を改正する省令の施行について」(昭和55年6月23日付け児発第488号各都道府県知事宛て厚生省児童家庭局長通知)においては、現況届の位置付けについて、所得及び受給資格認定後の資格要件に係る事情の変更について毎年受給者から報告を求めて、児童扶養手当制度の適正な運営を図るものとされている。

(2) 現況届提出時の面談

現況届提出時の面談については、法令にその実施を義務付ける規定はないが、厚生労働省雇用均等・児童家庭局福祉課の「児童扶養手当 事務マニュアル」(平成22年8月。以下「事務マニュアル」という。)において、児童扶養手当の適正な受給を確保す

るための確認方法の一つとして、現況届提出時に直接受給者と面談を行うことによる現況の聞き取りの実施が挙げられている。

また、同課母子家庭等自立支援室の事務連絡「東日本大震災の被災者に係る児童扶養手当支給事務について (Vol.2)」においても、原則郵送による届出は認めていないとされている（ただし、被災者が住所地の市町村窓口で現況届を提出することが困難な状況である場合には、郵送による提出も認めるとされている。）。

さらに、同課長が各都道府県、指定都市、中核市民生主管部（局）長宛てに発出した通知「児童扶養手当の現況届等について」（平成 28 年 6 月 16 日付け雇児福発 0616 第 1 号。以下「平成 28 年通知」という。）において、児童扶養手当の現況届の提出期間をひとり親家庭の集中相談期間として設定すること、ひとり親家庭への支援の充実を図るために、現況届について、特段の事情がない限り対面による手続を徹底することが要請されている。

なお、この特段の事情がある場合とは、「受給者の傷病等や居住地が離島であることなど来庁することが著しく困難な場合」であるとされている。

現況届の郵送提出の取扱いに関する実情調査の結果

1 相談者の居住地での取扱い等

現況届提出時の面談の取扱い及び現況届の郵送での提出を認めることについて、相談者の居住地の支給機関の見解は、次のとおりである。

- ・ 事務マニュアル等に現況届提出時に面談を行うよう記載があることから、全部支給停止者についても一律に現況届提出時の面談を行うこととしており、郵送での提出は認めていない。
- ・ 当支給機関単独で全部支給停止者の現況届提出時の面談をやめることは、困難である。

2 他の支給機関の取扱い

任意に抽出した中核市（10 市）に対して、i)全部支給停止者の現況届の郵送での提出を認めているか、ii)郵送での提出を認めていない場合にはその理由及びiii)現況届の提出状況（郵送での提出を認めていない市のみ）を調査した。その結果は、表 1 から表 3 までのとおりである。

表 1 現況届の郵送での提出の取扱いの有無

傷病等や居住地が離島であるなどのため来庁することが著しく困難な場合以外に現況届の郵送での提出を認めているか		該当数
一定範囲の全部支給停止者には郵送での提出を認めている	前年度に引き続き全部支給停止となることが見込まれる者には、市から届出用紙を郵送する際に、郵送での提出が可能である旨を案内している	1
原則として郵送での提出は認めていない	仕事のため来庁できないという申出があった場合で、申出人の届出内容に疑義が生ずる恐れがないといえる場合に限り、郵送での提出を認めている	1
郵送での提出は一切認めていない	必ず窓口で提出するよう求めている	7
	郵送された現況届は、返送している	1

表2 現況届の郵送での提出を認めていない9市の理由（複数回答あり）

理由	該当数
事務マニュアル等において現況届提出時に面談を行うよう要請されているため	1
現況届提出時の面談で受給資格の変更の有無を確認する必要があるため	4
現況届提出時の面談で事実婚をしているなど資格喪失に関する情報や扶養対象者が増えるなど支給停止の解除に関する情報等が得られることがあり、その場合には必要な届けを提出するよう促すため	4
受給者であるか全部支給停止者であるかを問わず、面談の機会に、ひとり親家庭への支援策等の説明を行うため	1

表3 郵送での提出を一切認めていない8市における現況届の提出状況

態様	該当数
窓口提出される（時間外や休日の提出含む）	6
現況届を提出しないと言われる場合がある	1
提出依頼をしても、連絡が取れず、現況届が提出されない場合がある	1

※ 調査対象の10市のうち、6市は、ホームページにおいて2年連続で現況届を提出しない場合には時効により受給権喪失となる旨の案内をしており、これに従えば、郵送での提出が認められないために現況届を提出しないという者については、時効により受給資格が喪失することとなる。

なお、6市の中には、全部支給停止者は上記取扱いの対象とならないとしている市と、全部支給停止者であるか否かにかかわらず2年連続で現況届を提出しない者は全て時効により受給資格が喪失するとしている市があり、取扱いが区々となっていることが判明した。

厚生労働省の意見

① 全部支給停止者の現況届提出時の面談の要否について

全部支給停止者は児童扶養手当の要件を満たす者として資格認定を受けており、また、過去に児童扶養手当を受給しているなど、その多くが、ひとり親家庭として児童の健やかな心身の育成のための支援を必要としている。

したがって、全部支給停止者であることが特段の事情には当たらないが、全部支給停止者であって、既にひとり親や児童に対する支援が十分に行き届いており、かつ、受給資格の変更や支給停止の解除の検討に必要な情報が不要であり、対面の必要性がないと判断した場合は、対面によらない現況届の提出を否定するものではないので、平成 28 年通知の改正を検討する。

② 郵送された現況届を返送する取扱いについて

法令に定められた形式で提出された現況届を返送することはできないと考えられる。

③ 現況届を提出しない者の時効の取扱いについて

定時の現況届の提出は、施行規則第 4 条の規定に基づくものであることから法第 28 条が根拠規定となる。よって、現況届を提出しない場合、法第 15 条の規定に基づき、手当の支払の一時差止めが行われる。

また、手当を受ける権利は、法第 6 条の規定に基づき、手当の請求を行い、手当の額を含めた基本権が認定されることにより確定し、この基本権に基づき、法第 7 条第 3 項に規定する支払期月に具体的に手当の支払を受ける権利としての受給権（支分権）を取得するものである。よって、現況届を提出しない場合、次支払月（12 月）の支払期日を起算日として、基本権の消滅時効（法第 22 条）が進行し、2 年後の支払月（12 月）の支払期日の前日を経過した時点で消滅時効が完成し、基本権が消滅する。

なお、時効及び現況届未提出者の取扱いについては、「時効の解釈及び取り扱い等について」（昭和 47 年 8 月 25 日付け児企第 33 号各都道府県民生主管部（局）長宛て厚生省児童家庭局企画課長通知）により通知している。

《参考》

〔行政苦情救済推進会議〕

総務省に申出のあった行政相談事案の処理に民間有識者の意見を反映させるための総務大臣の懇談会（昭和62年12月発足）。

構成員は、次のとおり。

- | | | |
|------|-------|----------------------------|
| （座長） | 秋山 收 | 元内閣法制局長官 |
| | 江利川 毅 | 埼玉県立大学理事長、公益財団法人医療科学研究所理事長 |
| | 小野 勝久 | 公益社団法人全国行政相談委員連合協議会会長 |
| | 小早川光郎 | 成蹊大学法科大学院教授 |
| | 高橋 滋 | 法政大学法学部教授 |
| | 松尾 邦弘 | 弁護士、元検事総長 |
| | 南 砂 | 読売新聞東京本社取締役調査研究本部長 |